

度分連結繰越税額控除限度超過額」及び「又は第六十八条の九の二第三項」を削り、「これらの金額」を「当該連結繰越税額控除限度超過額」に、「第六十八条の九第五項又は第六十八条の九の二第四項」を「同条第五項」に、「第六十八条の九第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「又は第五項」、「平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」及び「又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額」に、「第六十八条の九第八項」を「同条第八項」に改め、「又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第四項」を削り、「第六十八条の九第七項」を「同条第七項」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八 第六十八条の十五の二第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九 第六十八条の十五の三第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

十 第六十八條の十五の四第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した

金額の合計額

第六十八條の十五の三第二項中「及び第二項又は第五項」を削り、「又は第六十八條の十五第三項」を「第六十八條の十五第三項又は第六十八條の十五の四第三項」に改め、同条第三項中「第六十八條の十第四項」を「又は第六十八條の十第四項」に、「若しくは第六十八條の十五第四項」を「第六十八條の十五第四項若しくは第六十八條の十五の四第四項」に改め、「又は第六十八條の九の二第八項第一号、第二号、第五号若しくは第六号の規定を適用したならばそれぞれの号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。）」を削り、同条を第六十八條の十五の六とし、第六十八條の十五の二の次に

次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始するものに限る。以下この項及び次項において「適用対象年度」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は同法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において

費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該適用対象年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超え、かつ、当該適用対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同法第八十一条の三第一項

の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の適用対象年度において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の連結所得に対する法人税の額（この項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五並びに法人

税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該適用対象年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用対象年度の法人税額基準額（当該適用対象年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 第一項に規定する特別償却に関する他の規定とは、次に掲げる規定をいう。

一 第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六、第六十八条の十七、第六十八条の二十、第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで、第六十八

条の二十九、第六十八條の三十一、第六十八條の三十二又は第六十八條の三十五の規定

二 前号に掲げる規定に係る第六十八條の四十の規定

三 第一号に掲げる規定に係る第六十八條の四十一の規定

四 前三号に掲げるもののほか、特別償却に関する規定として政令で定める規定

4 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の設立又は解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の設立又は解散の日を含む連結事業年度におけるその設立し、又は解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

6 第一項の規定は、連結確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

8 第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして

政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第二項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第二項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」とする。

9 第三項から第七項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十二条の十二の三第一項に規定する認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人又はこれに準ずるものとして政令で定める連結法人に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」という。）が、平成二十

五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 特定中小連結親法人（政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）又は特定中小連結子法人（当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にあるものに限る。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないも

のを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十三、第六十八條の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十五の二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。

この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前

連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき同項の

規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十二の三第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において

調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控

除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6 第一項の規定は、特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

8 第一項の規定は、連結確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添

付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十二の三第二項に規定する供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十二の三第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節

（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）とする。

- 12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 13 第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の五 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限り、第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項にお

いて「調整前連結税額」という。）から、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以上であること。

二 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内雇用者 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国

内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三 雇用者給与等支給額 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、前項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四 基準雇用者給与等支給額 連結親法人又は適用年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度（同日以後に開始する当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（イ及びハにおいて「最も古い連結事業年度等」という。）開始の日の前日を含む連結事業年度（ロ及びハにおいて「基準連結事業年度」

という。)の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額)をいう。

イ 当該最も古い連結事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合 当該事業年度(ハにおいて「基準事業年度」という。)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額)

ロ 基準連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合 当該基準連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度の月数で除して計算した金額

ハ 基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合(当該連結親法人又はその連結子法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。) 最も古い連結事業年度等の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(当該最も古い連結事

業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の百分の七十に相当する金額（当該最も古い連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い連結事業年度等の月数で除して計算した金額）

五 比較雇用者給与等支給額 連結親法人又は適用年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（ロにおいて「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ 当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合
当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ 前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合 当該前連結事業年度の連結所得の

金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度の月数で除して計算した金額

六 平均給与等支給額 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の適用年度の給与等支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

七 比較平均給与等支給額 連結親法人及び適用年度終了の時ににおいて当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の比較給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確

定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第

一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第六十八条の十六第一項中「この項」を「この条」に、「その用」を「その事業の用」に改め、同項の表の第二号の中欄中「船舶」の下に「（当該連結法人が次に掲げる連結法人である場合には、当該連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

イ 第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受ける連結法人 外航船舶のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの

ロ イに掲げる連結法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に

該当する連結法人 外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄中「本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）」を「外航船舶」に改め、「船舶法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「特定設備等の」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「という。」の下に「でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」を加える。

第六十八条の二十四第一項及び第六十八条の二十五第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十六を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第六十八条の二十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気通信基盤充実臨時措置法第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一

日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するものうち、第四十四条の五第一項に規定する電磁的記録（以下この項において「電磁的記録」という。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（同条第一項に規定する電磁的方法をいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除く。）において、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限

度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十七第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合

（政令で定める中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する

場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

地	区	事	業	設	備
---	---	---	---	---	---